産業建設常任委員協議会　11月27日

更なる経営発展と農業振興のために

食と農村交流施設の譲渡と園芸施設の活用について説明を受けた。

【概要】

食と農村交流施設は、指定管理者制度により有限会社どりいむ農園が管理・運営を行っている。直売所の会員数や売り上げは安定しており、更なる経営発展のため令和5年度の協定満了をもって施設を譲渡し、民間での運営に移行するもの。

【進捗状況】

園芸施設については採算性に課題があることから、有限会社どりいむ農園では産直施設のみの運営をしていくこととしている。

○産直施設譲渡先
　有限会社どりいむ農園
○譲渡物件
　食と農村交流施設のうち産直施設
○譲渡内容
　無償譲渡

【園芸施設について】

園芸施設を解体し土地を地権者に返還する予定であった。しかし、今後は改めて町において取得し、産業振興に幅広く活用いただける方へ貸し出していく。

具体的には再造林に必要となるスギ苗の生産施設として活用していきたい。

質疑

運営方法は

委員　町の直営ではなく、委託するのか、貸し出すのか。

町長　町と関連のある林業会社が意向を持っており、貸し出す方向で検討していきたい。

花粉がほとんど出ないスギ苗を育てていきたい。

有害鳥獣被害の減少に向けて

有害鳥獣処理施設整備の検討について説明を受けた。

【広域処理検討の経過】

置賜広域行政事務組合で10回にわたり広域処理の検討を実施してきた。しかし、各市町の方針がまとまらず、施設整備のスケジュールの先送りが確認された。

施設整備に向けた環境等の調査
○令和6年
　基本構想、基本計画策定
○令和7年
　実施設計、工事
○令和8年
　利用開始

【町単独での整備の検討の内容】

本町では、新たにニホンジカなどの被害も想定されることから、有害鳥獣処理の省力化などを図るため、町単独で有害鳥獣処理施設整備の検討を進める。

【施設整備のスケジュール】

○令和5年12月

質疑

他市町からの受け入れ

委員　他市町から来たものも受け入れるのか。

町長　置賜地域については、1頭当たりの処理費用を明確にして話をしていきたい。村山地域については、個々に話をしていく。

取り組むとなった段階で、費用計算をして準備していく。

施設調査とは

委員　どのような調査を行うのか。

当局　処理能力、施設規模、周辺地域の環境調査、法的な手続きなどを調査対象としたい。

その他
○令和5年度12月補正
　緊急経済対策関係事業について、説明があった。